

## 6 税金などの減免



### (1) 自動車税・軽自動車税の減免

自動車の所有者および運転者によって、減免適用範囲が制限されます。申請期間内に各申請窓口で手続きが必要です。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。

種 類	申 請 期 間	申請窓口・お問い合わせ
自動車税 (毎年納付)	4月1日から納期限まで (納期限後も月割の 申請制度あり)	東部県民センター出雲事務所 ☎ 30-5535 FAX 30-5537
軽自動車税 (毎年納付)	4月1日から納期限まで (納税通知書が発付されたもの)	出雲市 市民税課(2階) ☎ 21-6703 FAX 21-6832

#### 【対象となる要件】

対 象 者	次の手帳の所持者 ・身障手帳(障がいの区分によって対象範囲が異なります) ・療育手帳(A)・精神手帳(1級) ・戦傷病者手帳(障がいの区分によって対象範囲が異なります)		
自動車 の 所 有 者 ( 取 得 者 )	障がい者本人または 身体障がい者と生計を一とする方		障がい者本人
運 転 者	本人	生計を一とする方	常時介護する方
用 途	障がい者の方のための 交通手段として使用され ること		主として障がい者の方の通学 (園)、通院、通所または生業など の利用に供していること

自動車税の詳細はこちら

軽自動車税の詳細はこちら



### (2) 所得税・住民税の控除



本人または配偶者、扶養親族が障がい者(児)の場合、所得控除を受けることができます。

種 類	要 件	控 除 額	窓 口	備 考
所 得 税	特別障がい者控除 ・身障手帳 1,2級 ・療育手帳 A ・精神手帳 1級	40万円	出雲税務署 ☎21-0440	・申請には、各種手帳が 必要です ・特別障がい者である同 一生計配偶者や扶養親 族で、本人または配偶者 若しくは本人と生計を一 にする親族のいずれか の人の同居を常況とし ている人の場合は、 <b>35 万円</b> の同居加算が付き ます
	障がい者控除 ・身障手帳 3~6級 ・療育手帳 B ・精神手帳 2,3級	27万円		
住 民 税	特別障がい者控除 (上記と同じです)	30万円	出雲市 市民税課(2階) ☎21-6770 FAX 21-6832	・同居特別障がい者の 場合は、 <b>23万円</b> の同居 加算が付きます
	障がい者控除 (上記と同じです)	26万円		

### (3) 相続税・贈与税の減免



法定相続人である障がい者(85歳未満)の相続税額から、以下によって算出した額が控除されます。

	要件	控除額	窓口
相続税の障がい者控除	特別障がい者控除 ・身障手帳 1,2級 ・療育手帳 A ・精神手帳 1級	(85歳-自分の年齢)×20万円	出雲税務署 ☎21-0440
	障がい者控除 ・身障手帳 3~6級 ・療育手帳 B ・精神手帳 2,3級	(85歳-自分の年齢)×10万円	

障がい者にその生活費、医療費としてその運用益を提供する信託契約(特別障がい者扶養信託)の形で個人から贈与された一定金額までの信託金が非課税となります。

	要件	非課税上限額	窓口
贈与税の非課税	・身障手帳 1,2級 ・療育手帳 A ・精神手帳 1,2,3級	6,000万円まで	出雲税務署 ☎21-0440
	・身障手帳 3~6級 ・療育手帳 B	3,000万円まで	

### (4) 少額貯蓄の利子等の非課税

一定の預貯金等の利子等は、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。

少額貯蓄(マル優)	元本 350万円
少額公債(特別マル優)	額面 350万円
申請・お問い合わせ	金融機関など

詳しくは国税局HP



### (5) NHK放送受信料減免

対象	全額免除	・身障手帳・療育手帳・精神手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、生計を一にする世帯全員が住民税非課税
	半額免除	世帯主(契約者)の方が次のいずれかに該当する場合 ①視聴覚障がい者(等級問わず) ②重度の身体障がい者(1,2級) ③療育手帳(A) ④精神手帳(1級)
申請に必要なもの		①印鑑(認印) ②障がい要件を確認できるもの ③他市から転入の全額免除を申請される方:所得課税証明書
申請窓口		・出雲市 福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課
お問い合わせ		NHK(松江放送局) ☎0852-32-0702 平日10~17時 ※住所、世帯などに変更がある場合は、NHKへ連絡が必要です
その他		NHKから毎年9月頃、障がい要件および当該年度の所得状況などについての現況調査があります 確認の要件によっては遡って受信料を請求される場合があります



## (6) 携帯電話料金の割引

携帯電話会社によっては、基本使用料や各種サービス使用料の割引を行っています。  
詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

申請・お問い合わせ	ご契約の携帯電話会社
-----------	------------



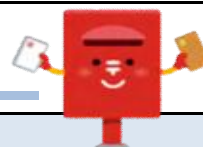
## (7) NTT無料番号案内

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方、知的障がい、精神障がいのある方を対象に、無料で電話番号をご案内します。※事前登録が必要です。

対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>①視覚障がい者 1～6級</li> <li>②肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)の1、2級</li> <li>③療育手帳 A、B</li> <li>④精神手帳 1～3級</li> </ul>
申請・お問い合わせ	NTT ☎0120-104-174(全国共通フリーダイヤル) ※9～17時(土日祝および年末年始除く)



## (8) 郵便料金の割引



	内 容	減 免
盲人用郵便物	点字郵便物、特定録音物等郵便物注1(3kgまで) 注1 特定録音物または点字用紙を内容とする郵便物は、指定盲人施設の発受するものに限る	無料
盲人用点字小包	・～3kgまで:冊子小包料金 ・3kg超～20kgまで:小包料金	半額
聴覚障がい者用小包	聴覚障がい者用ビデオテープ <sup>注2</sup> 注2 指定聴覚障がい者福祉施設の発受するものに限る	半額
心身障がい用冊子小包	重度身体障がい者または重度知的障がい者と一定の図書館との間で発受されるもの:冊子小包料金(3kgまで)	半額
申請・お問い合わせ	郵便局	

## (9) 各種施設利用の割引

障がい者手帳またはミライロIDに登録した手帳画面を見せることで、公共施設やスポーツ施設、娯楽レジャー施設などの利用料や入場料が、無料または減額されます。  
詳しくは、各施設にお問い合わせください。



## (10) 保育所保育料および保育所の給食費(副食費)の軽減

同一住所地番(同一生計別世帯含む)に出雲市認可保育所または認定こども園に入所中の児童がいるときは、保護者の所得状況によりその児童の保育料および給食費(副食費)が軽減される場合があります。

※年度ごとに手続きが必要です。

### ★対象となる世帯(在宅障がい者世帯)

児童本人または同居する家族が、次のいずれかに該当する場合

- ・身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている。
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童である。
- ・国民年金の障がい基礎年金の受給者である。

### ★該当する場合の保育料等の軽減

	0~2歳児クラス	3~5歳児クラス
軽減内容	保育料※1 (減額または無料)	副食費 (免除※2)
留意事項	<p>・年度の途中で在宅障がい者世帯になった場合、対象となった月の翌月から適用します。</p> <p>・手続きを翌年度にした場合、翌年度当初からの適用となります。</p> <p>※1 在宅障がい者世帯の保育料については、「出雲市保育所・認定こども園(保育所利用)・小規模保育事業施設保育料表」をご覧ください。</p> <p>※2 市階層区分によっては、免除にならない場合もあります。詳しくは「出雲市保育所・認定こども園(保育所利用)・小規模保育事業施設保育料表」をご覧ください。</p>	

### ★軽減を受けるための手続き

保育幼稚園課または各行政センター市民サービス課で、認定変更手続きをしてください。

申告する在宅障がい者の障がい者手帳等の写し、受給の分かるものを添付してください。

※ 手続きをされても、市階層区分によっては保育料等に影響しない場合があります。

※ 手続きは毎年度必要です。現況届の提出に併せて、申告する在宅障がい者手帳等の写し、受給の分かるものをご提出ください。

申請窓口・お問い合わせ：出雲市 保育幼稚園課(1階) ☎21-6964 FAX 21-6413